

令和3年秋の全国交通安全運動埼玉県実施要綱

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和3年9月21日(火)から30日(木)までの10日間

3 統一行動日

9月24日(金) 歩行者保護の日・飲酒運転根絶の日

9月30日(木) 自転車の交通事故防止の日・交通事故死ゼロを目指す日

4 スローガン

人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

5 運動重点

(1) 全国重点

- ① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ② 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- ③ 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- ④ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

(2) 埼玉県重点

横断歩道における歩行者優先の徹底

(3) 市町村重点

市町村の交通安全対策協議会等は、上記の重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、市町村重点を定めることができる。

6 運動の進め方

県、市町村及び関係機関・団体は、相互に連携・協力し合い、本要綱に基づき、それぞれの実情に即した広報活動などを行い、全ての県民に周知を図るとともに、この運動への参加意識を高め、幅広い県民運動として展開する。

7 主な推進事項

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

(1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従う等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す呼び掛けの強化

イ 歩行中の子供と高齢者の安全の確保

- (ア) 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（車両等の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
- (イ) 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- (ウ) 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- (エ) 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- (オ) 「ゾーン30」等による低速度規制と物理的デバイス等の適切な組合せによる生活道路対策の推進

(2) 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

ア 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- (ア) 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日没後1時間の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施
- (イ) 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- (ウ) 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
- (エ) 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの使用の励行
- (オ) 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起

イ 運転者の歩行者等への保護意識の向上

- (ア) 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- (イ) 横断歩道等での歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
- (ウ) 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- (エ) 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性についての広報啓発

ウ 高齢運転者の交通事故防止

- (ア) 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が運転に及ぼす影響等の交通安全教育及び広報啓発
- (イ) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略

称:サポカー)の普及啓発

(ウ) 身体機能の変化等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

エ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

(ア) 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進

(イ) シートベルトの高さや緩みの調整, チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス(肩ベルト)の締付け方等, 正しい使用方法の周知徹底

(ウ) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し, 全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

(3) 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

ア 自転車利用者自身の安全確保

(ア) 幼児・児童のヘルメット着用の徹底と, 全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメット着用の推奨

(イ) 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と, 幼児二人同乗用自転車について, 乗車・降車時の転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進

(ウ) 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

(エ) 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

イ 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底

(ア) 原則として車道通行, 車道は左側通行, 歩道は車道寄りを徐行など「自転車安全利用五則」に定める通行ルールや自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知と遵守の徹底

(イ) 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか, 二人乗り, 並進, 飲酒運転の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底

(ウ) 傘差し等の片手運転, イヤホンやスマートフォン等使用時の危険性の周知徹底

ウ 業務運転中の自転車の安全利用

自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するための関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや, 自転車配達員への街頭における指導啓発, 飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

(4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

ア 飲酒運転等の根絶

(ア) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた, 地域, 職域等における「飲酒運転等を絶対にしない, させない」という規範意識の確立

(イ) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進

(ウ) 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車

の使用者等の義務に関する指導の徹底

イ 妨害運転の防止

(ア) 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則についての広報啓発

(イ) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

《埼玉県重点：横断歩道における歩行者優先の徹底》

交通事故死者のうち歩行者の占める割合が高いことから、ドライバーの歩行者保護意識を向上させる必要がある。そのため、車両の運転者は、常に歩行者への思いやりの意識を持って、横断歩道における歩行者の優先を徹底する。また、歩行者は、横断歩道を渡る際に車両の運転者への意思表示（ハンドサイン）を行い、安全な横断を心掛ける。

8 実施要領

本運動は、交通事故を防止するため、全ての県民が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーの実践を習慣付けるなど交通安全意識の向上を目指しています。

運転者・家庭・学校・職場・地域ぐるみで交通事故ゼロを目指しましょう。

＜自動車・二輪車の運転者＞

- ・ 歩行者や自転車がいたるときは、スピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど思いやりのある運転を心掛けましょう。
- ・ 横断歩道を通る際は、直前で停止可能な速度で進行し、歩行者がいるときは横断歩道の手前で一時停止し、その通行を妨げないようにしましょう。
- ・ 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯、対向車・先行車がない状況での走行用前照灯（ハイビーム）の積極的な使用等、上向き・下向きのこまめな切替えをしましょう。
- ・ 全席シートベルトを着用し、幼児、児童には体格に合ったチャイルドシート等を正しく使用しましょう。
- ・ スマートフォンや携帯電話の使用は、安全な場所に駐車してから行いましょう。
- ・ 飲酒運転は悪質な犯罪です、絶対にやめましょう。
- ・ 妨害運転（あおり運転）は危険です。運転に際してはゆとりと周囲への思いやりの気持ちを忘れないよう心掛けましょう。
- ・ 万が一の交通事故に備え、ドライブレコーダーの搭載を検討しましょう。
- ・ 健康管理を心がけ、体調不良時は運転を控えましょう。
- ・ 二輪車を運転する際は、二輪車の性能や自己の運転技量を過信することなく、カーブの手前では十分に速度を落とすなど、ゆとりを持った運転を心掛けましょう。また、ヘルメットを正しくかぶり、プロテクターを着用して身体を守りましょう。

＜自転車の運転者＞

- ・ 自転車は車両との認識を持ち、原則車道の左端を通行しましょう。
- ・ 歩道を通行する場合は車道寄りを徐行し、歩行者優先を徹底しましょう。

- ・ 一時停止標識のある交差点では必ず一時停止、見通しの悪い交差点では一時停止や徐行の上、確実に安全確認をしましょう。
- ・ 無灯火運転や二人乗り、並進、傘差し運転、イヤホンやスマートフォン等の使用、飲酒運転、妨害運転（あおり運転）は絶対にやめましょう。
- ・ 自転車に乗る時は、自転車損害保険等に加入し、幼児、児童には必ず乗車用ヘルメットを着用させ、大人も積極的に着用しましょう。

<高齢者>

- ・ 道路を横断するときや、交差点を通行するときは、自分の目でしっかり安全を確認しましょう。
- ・ 道路を横断するときは、車両の直前・直後の横断はやめましょう。
- ・ 横断歩道を渡る際は、自らの安全を守るため歩行者も手を挙げるなど運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。
- ・ 自転車に乗る時は、交通ルールを守り、ヘルメットを積極的に着用しましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用しましょう。
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載された「セーフティ・サポートカーS（通称「サポカーS）」の利用を検討しましょう。
- ・ 加齢に伴う身体機能や認知機能の変化等により、運転に不安を感じたときは、運転免許証の自主返納を検討しましょう。

<家庭>

- ・ 「もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる」を合言葉に、子供に交通ルールやマナーを守る態度を身に付けさせましょう。
- ・ 子供が普段通行する道路の危険箇所を確認し、注意するよう指導しましょう。
- ・ 子供が自転車を運転する時は、乗車用ヘルメットの着用を徹底させ、高齢者が自転車を運転する時は、乗車用ヘルメットの着用を勧めましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するよう、声を掛け合いましょう。
- ・ 二輪車での無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼び掛けるとともに、交通事故の責任や命の大切さについて話し合いましょう。
- ・ 加齢に伴う身体機能や認知機能の変化等を踏まえて、衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載された「サポカーS」の利用や運転免許証の自主返納について話し合う機会を設けましょう。
- ・ 「ながらスマホ」、「歩きスマホ」はしないよう声を掛け合いましょう。
- ・ 飲酒後に事故に遭わないため、飲酒のリスクや帰宅方法に等について話し合い、考える機会を設けましょう。
- ・ 自宅で飲酒した後もアルコールが抜けるまでは、運転をしないよう注意しましょう。

<学校>

- ・ 通学路等の危険箇所を再確認し、児童生徒の安全な通行環境を確保しましょう。
- ・ 自転車で歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行し、歩行者がいる場合は一時停止するなど、歩行者優先を指導しましょう。
- ・ 自転車の前照灯は、夕暮れ時から早めに点灯させ、夜間は必ず点灯させるよう指導しましょう。
- ・ 「歩きスマホ」等の危険な行為はやめ、常に周りに注意を払うよう指導しましょう。
- ・ 自転車の二人乗りや並進、傘差し運転、イヤホンやスマートフォン等の使用は絶対しないよう指導しましょう。
- ・ 原動機付自転車、二輪車に乗車している又は購入を予定している学生に対しては安全運転講習を受講するよう指導しましょう。

<職場>

- ・ 朝礼や行事の機会を活用し、従業員に子供と高齢者の行動特性等を理解させ、子供、高齢者の近くを走行するときは、スピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど思いやりのある運転を指導しましょう。
- ・ 警察署や関係団体と連携して、二輪車を使用した業務・通勤時の安全運転について指導しましょう。
- ・ 飲酒の機会があるときは、飲酒運転を避けるため、事前にタクシーや運転代行の利用、ハンドルキーパーの指定等についての検討や、出勤方法の変更を改めて従業員に指導しましょう。
- ・ 飲酒後に道路上でのふらつき、寝込み等で事故にあわないよう、参加者で声を掛け合いましょう。
- ・ 運転中のスマートフォン等の使用は絶対にやめるよう従業員に指導しましょう。
- ・ 車間距離を詰めるなど、妨害運転（あおり運転）は大変危険です。厳しい処分があることを周知し、絶対にやめるよう指導しましょう。

<地域>

- ・ 関係機関、幼稚園、保育園、学校等が密接に連携し、地域ぐるみで子供を見守る活動等を推進しましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するよう声を掛け合いましょう。
- ・ 酒類販売店や飲食店等と協力して、地域から飲酒運転を根絶しましょう。

<事業者>

- ・ タクシー、高速乗合バス及び貸切バス等の乗客に対して、シートベルト着用の重要性を周知し、全ての座席でのシートベルト着用を徹底しましょう。
- ・ 横断歩道の直前で停止可能な速度での進行や、横断歩道手前での一時停止など、横断歩行者の優先を実行しましょう。
- ・ 飲酒運転の防止、交通事故を起こさないための安全管理に努めましょう。

<飲食店等>

- 車両での来店の有無を確認し、運転者に酒類を提供しないなどハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- デリバリーサービス等を利用して飲食物等の配達を依頼する場合は、配達員に対して安全運転について呼び掛けるようにしましょう。